

# 令和6年9月10日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 令和6年9月10日 午後2時50分  
市役所 第一委員会室
- 2 閉会日時 令和6年9月10日 午後3時20分
- 3 委員氏名

(1)出席者

西 孝則	安武 正一	智原 利彦	薄 隆太
水上シゲ子	常岡 寿子	松崎 富幸	吉村 和真
中野 修一	渡 俊次	船越 寛治	魚谷千代子
青谷 強	安部 勇児	薄 剛	渋田 安広
西崎 博文	吉村 博文	松尾 茂樹	

(2)欠席者

松田 正吉

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係長	村山 隆一
係	長井 啓子
係	笹野項之輔
係	高原 康裕

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

報告第1号 農地法第5条（届出）

---

午後2時50分開会

○事務局長（                    君） 令和6年9月定例農業委員会開会前に、出席委員の確認をいたします。本会議は高田の          委員のほうから欠席の御連絡をいただいております。出席委員数は19名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の数字を満たしておりますことから、本会議は成立していることを報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。本日の議事進行につきましては、■会長のほう、お願いいたします。

○議長（■■■■君） 現地確認、お疲れさまでした。ありがとうございました。暑い中で、これから先も乾燥が続いて非常に秋冬作の植付けとか大変な状況が起こっておりますが、体に気をつけながら進めていただきたいと思います。

.....

○議長（■■■■君） 本日の議事録署名人を■■■■委員と■■■■委員にお願いいたします。

.....

○議長（■■■■君） それでは、9月期の審議に入りたいと思います。議案第1号農地法第3条の説明をお願いします。

○係（■■■■君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号9—8について御説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。今回の申請は、農地法3条の申請により、譲受人は親子間の贈与を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢33歳で、会社員として仕事をし、休日、父親と古賀市内で水稻の作付をされている方です。農業従事年数は約7年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻の作付を行っておられます。所有する農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の2ページを御覧ください。青柳町にある今在家コミュニティ消防センターの西側に位置する斜線部の1筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、引き続き水稻の作付を行って行きたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（■■■■君） 事務局よりの説明が終わりましたので、何かこの件に対して意見があります方は、挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■君） ないようでしたら、採決を行いたいと思います。農業委員の方は挙手にてお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（■■■■君） 全員賛成ということで。

.....

○議長（                    君） 議案第2号農業法第5条の説明で、5条の9—9の説明を事務局にお願いします。

○係（                    君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号9—9について説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。今回の申請は、薬王寺の宅地開発区域内において文化財の試掘を行った結果、本掘が必要となり発掘調査を行うための工事車両の通路が必要になることから、申請人が農地法第5条の申請により使用貸借を行い、一時転用をするという内容です。調査後は農地へ復旧を行います。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の4ページを御覧ください。申請地は、米多比にある小野小学校の南側に位置する斜線部の4筆です。

次に農地区分の説明をいたします。本申請地は、他地目で分断されていることから、第2種農地と判断しております。

次に計画図等を説明いたします。5ページに現況図、6ページに計画平面図、7ページに断面図を記載しております。

6ページを御覧ください。計画では、発掘調査のための工事車両等の通行用道路として、東側の県道より乗入れを行い、砕石を敷き、9m幅の通行用道路として使用いたします。

次に、雨水排水について御説明いたします。雨水排水は、敷地内の北側と南側に素掘り側溝を設け、西側に沈砂池を設置し、集水した雨水を既存の農業用水路に接続します。污水排水はございません。また、既存の農業用水路、西側と東側の2か所は、水路施設破損防止のため鉄板で保護を行う計画になっております。

次に、切土・盛土について御説明いたします。7ページを御覧ください。申請地において、切土は行わず、盛土は最大で1.7m程度の計画となっております。また、30度未満の安定勾配でのり面を形成する計画となっております。

最後に、地元水利承諾について説明いたします。地元からは、令和6年8月17日付で、無条件での承諾書の提出がっておりますので、事務局で受理しております。

説明は以上になります。

○議長（                    君） 地域委員さんの補足説明は。

○委員（                    君） 私、いつやったか、ちょっと日にちあれしたんですけど、開発委員会を行いまして、木村組の業者と、それと開発委員のメンバーで協議した結果、通学道路があるけ、通学道路をきちんとあれしてくれということは、こちらから要望しまして、通学時間帯は、工事車両には警備員を配置するというのでありますので、承諾しております。

以上です。

○議長（          君） ほかに質問、意見等ございましたら。

○委員（                  君） 沈砂地を設けて農業用水路というようなことなんですが、この沈砂地が $10\text{ m}^2$ くらいということは、 $10\text{ m}^2$ ですか。これ大きさはどのくらいと、深さ、どのくらいの程度のものが作られるか分かりますか。

○議長（          君） 事務局、お願いします。

○係長（          君） サイズにつきましては $3\text{ m}$ 掛け $3\text{ m}$ から $3\text{ m}$ 掛け $4\text{ m}$ ぐらいのものだと思います。深さについては $1\text{ m}$ から $1.2\text{ m}$ 程度のものだと見ております。

○委員（                  君）  $10\text{ m}^3$ 分たまるというようなことの計算式なんですね。了解しました。

農業用水のほうに大きな支障がないようなことで作られておりますけど、よろしくをお願いします。

○議長（          君） ほかに意見等。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君） ないようでしたら、採決に移りたいと思います。農業委員さんは挙手にてお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（          君） 全員賛成ということで。

次に9-10の説明をお願いします。

○係（          君） それでは、農地法第5条許可申請、申請番号9-10について説明をいたします。

議案書の3ページを御覧ください。今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により、賃貸借を行い、駐車場として使用する内容になっております。本件については、開発面積 $1,000\text{ m}^2$ 以上のため市の指導要綱の対象となり、関係各課との協議が完了していることから、農地法の申請に至っております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の8ページを御覧ください。申請地は、青柳公民館の南側に位置する斜線部の計8筆です。

次に農地区分の説明をいたします。本申請地は、周囲を他地目で分断されているため、第2種農地と判断しております。

次に、計画図等の説明をいたします。9ページに現況図、10ページ計画平面図、11ページ、12ページに断面図を記載しております。

10ページを御覧ください。計画としましては、西側の県道より乗入れを行うものとしており、アスファルト舗装を行い、10tトラック20台程度の駐車場の計画となっております。

次に、雨水排水について説明いたします。雨水排水については、計画地内の北東側にU字側溝を設け集水し、油水分離柵を通して、既存の水路に放流いたします。汚水排水はございません。

次に、切土・盛土について御説明いたします。申請地内において、切土・盛土はございません。

隣接境界は、北側、東側、西側にフェンスを設置し、北側、東側にはコンクリートブロックで土砂の流出防止を行います。東側ののり面は種子吹付によりのり面保護を行い、土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明をいたします。地元からは、令和6年7月20日付で、暗渠の確保をすること。開発工事関係で暗渠の破損が発生した場合には開発工事関係者及び地権者の負担により補修すること。農業用水路に油が混入しないようにすること。

以上、3点の条件付の水利承諾書の提出がっております。併せまして、近隣の区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理しております。

説明は以上です。

○係長（                    君） すみません、追加で1点御説明をさせていただきます。

今回の申請地の中の1筆でございますが、令和5年7月に3条申請で購入されておった土地となっております。その後、親子3代にわたって苺栽培計画をされておりましたが、今回の集団開発の計画が入ってきたということで、やむなく地域の要請に応じる形で事業に協力したという経緯がございます。

この間の顛末書を本人さんから文書で頂いておりまして、説明を頂いております。このような経緯を踏まえまして、地元開発委員の協議を経まして条件を付して水利承諾をされたという経緯がございますので、報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（                    君） 地元委員さんから説明がありましたら。

○委員（                                    君） 青柳区の農業委員の          でございます。今回の申請につきましては、工事トラックの駐車場として使用する計画でございます。8月20日の日に地元開発委員会を開催し、内容を確認した折、周辺農地への問題がないことから、水利承諾をいたしております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（                    君） ほかに意見等ございましたら。

○委員（                                    君） 通学路になるんで、子供の安全はちゃんと考えてあるのかを。

○委員（                                    君） その件につきましては、言い忘れましたが、通学の時間帯にはガードマンが出るようになっております。よろしく申し上げます。

○議長（ 君） よろしいでしょうか。他に意見等。

○委員（ 君） 地元の水利承諾書で油を外に出さないということで油水桝、文書をつけているみたいなんです。この経過として駐車場なんです、油が出るような行為が洗車、何かするんですかね。あるにせよなきにせよ、もしものことで油水分離装置を設置する、そこらに何かありますか。

○係長（ 君） 当地内では、結論から言いますと洗車を行わないと、今回は給水もないということで伺っております。ただ、地元から御意見もあったと思いますが、念のために油水分離装置をつけていただくという計画だったものと思っております。

以上でございます。

○議長（ 君） ほかに何かありましたら。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決に移りたいと思います。農業委員さんは挙手をもってお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成ということで。

これで審議のほうは終了いたしました。

午後 3 時20分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員